

綾瀬都市計画区域区分

平成28年11月1日

神奈川県

綾瀬都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域内人口	83 千人	87 千人
市街化区域内人口	77 千人	81 千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	—（—）

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和 45 年の当初決定以来、6 回の見直しを行ってきたところですが、今回、平成 22 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、区域区分の区域、目標年次、人口フレームを本案のとおり変更するものです。

吉岡東一丁目地区については、宅地造成による区域区分境界の地形地物等の変更に伴う市街化調整区域への編入を行います。

また、落合南三・四丁目地区等については、行政境界の確定に伴い界線の変更を行います。

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳
	新	旧	
市街化区域	<u>1,028ha</u>	<u>1,028ha</u>	—
市街化調整区域	<u>1,186ha</u>	<u>1,200ha</u>	△ 14.0ha 国土地理院精査
都市計画区域	<u>2,214ha</u>	<u>2,228ha</u>	△ 14.0ha 国土地理院精査